

「よこはま保健医療プラン 2024」策定支援等業務委託
提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とする。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。

評価委員 1 人あたりの評価点の満点は 156 点とします。

3 評価点の最も高い者が 2 者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行います。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行いません。

(1) 当該業務の実施方針

(2) 当該業務の実施手法

なお、(2)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。

評点はA=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は $5 \text{ 点} \times 2 = 10 \text{ 点}$

評価がBであれば評価点は $3 \text{ 点} \times 2 = 6 \text{ 点}$

評価がCであれば評価点は $0 \text{ 点} \times 2 = 0 \text{ 点}$

※「ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組」の項目においては、

A（該当している）=1点、B（該当していない）=0点とします。

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします（評価委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は936点、基準点は561点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

【プロポーザル評価表】

評価項目	評価の着目点		評価			比率	配点
			A(5点)	B(3点)	C(0点)		
業務経歴	平成28年度以降の業務実績の内容及び件数(本市または他の自治体における「保健医療・福祉分野」に係る行政計画等の策定業務)		優れている	十分である	要件を満たしている	×2	10点
実施体制	【管理責任者】 平成28年度以降の本市または他の自治体における「保健医療・福祉分野」に係る行政計画等の策定業務の実績		優れている	十分である	条件を満たしている	×2	10点
	【担当者】 平成28年度以降の本市または他の自治体における「保健医療・福祉分野」に係る行政計画等の策定業務の実績		優れている	十分である	十分でない	×1	5点
提案内容	業務への理解度	本市における保健医療の現状に関する理解	優れている	十分である	十分でない	×2	10点
		「よこはま保健医療プラン2018」に関する理解	優れている	十分である	十分でない	×1	5点
		医療計画策定に向けた国・県の検討状況や神奈川県地域医療構想、地域包括ケアシステム等への理解	優れている	十分である	十分でない	×1	5点
	業務の実施方針	本市における保健医療の現状等を理解した提案になっているか。現行計画における課題分析は的確であるか。	優れている	十分である	十分でない	×4	20点
		次期計画の策定に向けて、具体的かつ新たな視点が盛り込まれた提案になっているか。	優れている	十分である	十分でない	×4	20点
	業務の実施手法	提案内容は実現性のある妥当な内容であるか。	優れている	十分である	十分でない	×5	25点
		人員体制及び資料作成能力等の業務遂行能力	優れている	十分である	十分でない	×5	25点
	取組意欲	本業務に対する意欲	優れている	十分である	十分でない	×3	15点
	小計						150点
評価項目	評価の着目点		評価			比率	配点
			(1点)	(0点)	(-)		
ワークライフバランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満のみ加算		該当している	該当していない	-	×1	1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員301人未満のみ加算		該当している	該当していない	-	×1	1点
	次世代育成支援対策推進法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、又は、よこはまグッドバランス賞の認定を取得をしている		該当している	該当していない	-	×1	1点
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を取得している		該当している	該当していない	-	×1	1点
障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)		該当している	該当していない	-	×1	1点
健康経営に関する取組	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・健康経営銘柄の選定 ・健康経営優良法人の認定(大規模法人・中小規模法人) ・横浜健康経営認証AAAクラス又はAAクラスの認証		該当している	該当していない	-	×1	1点
小計						6点	
評価の合計						156点	